

ハチノヘDXラボ推進事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、ハチノヘDXラボ推進事業を行うにあたり、その事業者を公募型プロポーザル（企画提案方式）により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

ハチノヘDXラボ推進事業

(2) 事業内容

ハチノヘDXラボ推進事業業務仕様書（別紙。以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本市の実施計画上は令和10年度までの3カ年計画で自律的な経済循環モデルの確立を目指しているため、単年度の契約であっても、次年度以降の展開や自走化を見据えた中長期的なビジョンを含めて提案すること。

(4) 提案限度額

3,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 八戸市より指名停止を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申し立てもされていない者であること。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(6) 過去2年以内に、国、地方公共団体等において、類似業務の導入実績を有していること。

4 選定までのスケジュール

日 程 等	項 目
令和 8 年 4 月 9 日（木）から	公募開始
令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 5 時まで	質疑提出期限
令和 8 年 4 月 22 日（水）	質疑に対する回答
令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで	参加申込書提出期限
令和 8 年 5 月 1 日（金）	参加事業者決定通知
令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時まで	企画提案書等提出期限
令和 8 年 5 月 13 日（水）	選定結果通知・公表

※ 現時点における予定のため、本市の都合により日程を変更する場合がある。

5 質疑と回答

(1) 質疑書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑書（様式 1）にて、令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 5 時までに、持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出すること。

なお、FAX 又は電子メールで提出する場合は、件名を「ハチノヘDXラボ推進事業に関する質疑書（業者名）」とし、電話により着信を確認すること。

(2) 提出先

16 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和 8 年 4 月 22 日（水）までに、質疑書の提出者に対し電子メールで回答するとともに、八戸市ホームページに公表する。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 参加申込み提出書類

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 会社概要（様式 3）
- ③ 履歴事項全部証明書（参加申込日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ④ 納税証明書（参加申込日前 3 か月以内に発行されたもの）

国税：様式その 3 の 3

市税：市税の滞納がないことの証明（八戸市内に本店、支店、営業所等がある場合のみ）

- ⑤ 類似業務実績調書（様式 4）

(2) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

1部提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出先

16 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(6) 参加事業者の決定

事業者から提出のあった参加申込書等を審査の上、参加事業者を決定し、令和8年5月1日（金）までに、参加申込みのあった事業者に対し、参加の可否を通知する。

7 参加辞退

参加申込書等の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する事業者は、次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 企画提案提出書類

- ① 企画提案書
- ② 経費見積書
- ③ 参考資料（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出先

16 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(6) 作成にあたっての留意事項

① 企画提案書

ア 仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたっては、それらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。また、評価基準（別表）に基づき、必要な項目を具体的に記載すること。

イ 仕様書に示した要件以外で、当市にとって優位であると考えられる提案がある

場合は、その内容について記載すること。

ウ 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、専門的知識を持たない者でも理解できるように、簡潔で、かつ、分かりやすい表記とすること。また、以下の項目を必ず含めること。

- ・業務実施方針・スケジュール
- ・勉強会、ワークショップ、ハッカソン・アイデアソン等の具体的な企画案
- ・コミュニティ形成と地域ITパートナー登録促進の具体策（「市内IT事業者の公共調達受注額」や「地域ITパートナー登録企業数」等の本市KPI達成に向けたアプローチを含むこと）
- ・実施体制（プロジェクトマネージャー、ファシリテーター等の略歴・類似業務の実績）

エ 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

オ 様式は自由とし、ページ数の制限は設けないが、サイズはA4判に統一すること。部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

② 見積書

ア 仕様書の趣旨を理解した上で見積価格を積算し、作成すること（消費税及び地方消費税を含む。）。

イ 見積書は、消費税抜きの金額で、総額だけではなく積算内訳を明示すること。

ウ 見積価格は、提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額となるものではない。

エ A4版とし、様式は自由とする。なお、宛名は八戸市長とすること。

9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 企画提案の選定

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり書類選考により、選定を行う。

- (1) 選定委員
 - ① 総務部次長（情報政策課担当）
 - ② 総務部情報政策課長
 - ③ 総務部情報政策課情報システム調整監
 - ④ 総務部情報政策課デジタル推進室長

(2) 選定方法

- ① 提出された企画提案書の内容について、別表に基づき、選定委員ごとに採点を行い、評価点数が最高点となる提案を行った事業者1者を候補者とする。
- ② 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。
- ③ 本プロポーザルに参加する事業者が1者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、その提案者を選定する。
- ④ いずれの場合においても、評価点が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

11 選定結果の通知

選定結果は、令和8年5月13日（水）までに、企画提案をした全ての事業者に対して書面により通知するとともに、八戸市ホームページに概要を掲載する。

12 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により候補者と随意契約を行う。

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、本市と候補者が協議を行い決定する。ただし、本市と候補者との間で協議が整わないときは、次点の提案者を新たな候補者として協議を行う。

13 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由によりプロポーザルを実施できないと認められるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した費用を八戸市に請求することができないものとする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。

15 その他実施上の留意点

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案する事業者の負担とする。
- (2) 選定過程及び選定結果に係る質問及び異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

16 担当部署（書類提出・問合せ先）

八戸市総務部情報政策課デジタル推進室（担当：盛田）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館9階）

電話：0178-43-2124

FAX：0178-44-3220

メール：system@city.hachinohe.aomori.jp

17 関係書類一覧

No.	書類名	
1	ハチノヘDXラボ推進事業業務仕様書	別紙
2	質問票	様式1
3	参加申込書	様式2
4	会社概要	様式3
5	類似業務実績調書	様式4
6	辞退届	様式5

別表

評価基準

大項目	評価項目（評価基準）	配点
1.業務理解度 ・実施方針 (10点)	① 背景・目的の理解と中長期的な視点 本事業の目的を理解し、的確な実施方針及び将来的な自走化 (IT コンソーシアムの法人化等)に向けた道筋が示されているか。	10点
2.企画内容 の具体性 ・実現性 (30点)	② 勉強会・ワークショップの有効性 地域 IT 企業が自治体システムを直接受発注できるようになるため、実践的かつ効果的な内容となっているか。	10点
	③ KPI 達成に向けたアプローチ 「市内 IT 事業者の公共調達受注額の増加」や「地域 IT パートナー登録企業数の増加」といった本市の KPI 達成に向け、効果的かつ具体的な登録促進・活動策が提案されているか。	10点
	④ ハッカソン等の企画力とコミュニティ形成 ハッカソン・アイデアソン等の魅力的な企画と、産学官民を巻き込み持続可能な共創コミュニティ(ハチノヘ DX ラボ)を形成する具体策があるか。	10点
3.実施体制 ・業務遂行 能力・実績 (50点)	⑤ 実施体制の妥当性 プロジェクトマネージャーやファシリテーター等の役割分担が明確であり、本業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制が構築されているか。	15点
	⑥ 専門性・ファシリテーション能力 ハッカソン等のイベント企画・運営、多様なステークホルダーの合意形成及びアジャイル・プロトタイプ開発のマネジメントに関する十分な知見やノウハウを有しているか。	15点
	⑦ 類似業務の実績 過去 2 年以内に、国や地方公共団体において、ハッカソンやアイデアソン等の企画・運営、官民共創拠点運営、システム調達支援、オープンデータ利活用または DX 推進等の類似業務の導入・支援実績を有し、本事業を確実かつ高度に遂行できると見込まれるか	20点
4.見積価格 (10点)	⑧ 見積価格の妥当性 見積総額が提案限度額(3,500,000 円)の範囲内であり、各業務の実施内容(会場費、謝金、旅費等を含む)に対して積算根拠が明確かつ妥当であるか。	10点
合 計		100点